

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付規則

令和2年5月18日

規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で観光客等の急激な減少により、宿泊業及び飲食店、小売業、観光関連事業者等において、急激な収入減が続いており、感染収束が見えない現状により地域経済の減退が進み、町内事業者にとっては事業経営の将来が見据えられないことから、町として未来へ向けての事業継続及び経営維持を支援するため、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金（以下「給付金」という。）を事業者に交付することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 本事業における給付金対象とする事業者は、資本金5,000万円以下で、かつ、従業員数が20人以下の小規模事業者又は個人事業主とする。

2 給付金の交付の対象となる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の中分類又は小分類の区分により設定した次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、令和2年6月1日現在でニセコ町内に住所を有する販売店舗若しくは事業所を持ち、1年以上の通年営業を継続し、今後も1年以上事業を継続できる見込みがある事業者、かつ、水道料金、固定資産税又は事務所借上げ家賃を支払っている事業者とし、ただし、令和元年6月2日から同年12月31日までに開業した店舗または事業所で、通年営業の実態が伴った事業者も対象とする。

- (1) 宿泊業（ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊事業者、ユースホステル）ただし、区分所有型ホテルは除く。また、簡易宿泊所及び民泊事業者で、平成30年及び令和元年の年間収入が84万円を下回る事業者は除く。
- (2) 飲食店 飲食店のうち移動製造販売車は店舗とみなす。
- (3) 小売業 ただし、直売所、直売所内販売ブース出店者、無人販売所、観光協会、農業協同組合及びその関係会社、公共的な団体は除く。
- (4) アウトドア事業者 ただし、個人ガイド及びフリーランスのガイドは除く。
- (5) 食品製造事業者 兼業で食品製造事業を行っている事業者は除く。
- (6) 運輸業 道路旅客運送業及び道路貨物運送業に限る。
- (7) 理・美容業
- (8) 葬儀業
- (9) 調剤薬局
- (10) 整体業（整体院、鍼灸・マッサージ・整骨院・柔道整復）ただし、出張のみの事業者は除く。
- (11) 保険業 ただし、独立した店舗又は事務所を持たない事業者は除く。
- (12) 歯科医院

(13)動物病院

(14)広告業 ただし、独立した店舗又は事務所を持たない事業者は除く。

(15)エステティック業ただし、独立した店舗又は事務所を持たない事業者は除く。

3 前項で規定した業種において、管理、補助的経済活動をする事業者は、給付対象から除外する。

4 第2項の事業者のうち、1年を通して営業ができない特別な理由がある場合には、第6条第1項第7号の休業等理由書（様式第4号）を提出し、町長がやむを得ない理由と判断した場合は、給付金の交付対象事業者とすることができる。ただし、定休日や年間2か月程度のメンテナンス休業の場合は、休業等理由書（様式第4号）の提出を要しない。他の方法で事業を継続している、若しくは再開する見込みのあることが明らかな場合も、また同様とする。

（交付条件）

第3条 本規則により給付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）のうち、次の各号に該当する場合は、給付金の交付を受けることができない。

(1) 令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がある事業者

(2) 関係する許認可官庁に対して適正な届出していない事業者。また、正当な営業許可等を受けずに、営業を続けている事業者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員を雇用している、又は構成員と関わりがある者を雇用している事業者

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行っている団体等に所属している者を雇用している、又はその者と関わりがある者を雇用している事業者

（給付金の額）

第4条 交付する給付金の額は、1事業者につき150,000円とする。ただし、複数店舗若しくは事業所を持つ事業者又は経営する代表者が同一人物である事業者は、対象業種が相違し、同一敷地内でない又は隣接していない店舗又は事業所を有する場合を除き、系列事業者又は同一経営としてみなす。ただし、そのときの申請は、申請しようとする者が申請する店舗又は事業所を選択しなければならない。

（申請及び提出期間）

第5条 申請者は、町長が別に定める申請要領に従って、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書（様式第1号）又はニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書（追加用）（様式第1号の2）、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金請求書（様式第2号）、次条に定める添付書類（以下、次条に定める添付書類と合わせて「申請書」という。）を町長が別に定める期限までに提出しなければ、給付金を受けることができない。

2 申請書の提出期間は、町長が別に定める。

(添付書類)

第6条 前条の申請に添付する書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 平成30年分及び令和元年分所得税確定申告書又は住民税申告書の写しただし、宿泊業以外の事業者は町長が必要であると認めるとき。
- (2) 法人の場合は、法人登記事項証明書の原本
- (3) 事業所の住所を示す書類 ただし、法人登記事項証明書で足りる場合は不要
- (4) 通年営業をしていることがわかるもの
- (5) ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における将来に渡って営業を続ける誓約書(様式第3号)
- (6) 食品衛生法・民泊登録証などの許認可の写し
- (7) 休業等理由書(様式第4号)
- (8) 令和元年6月2日から同年12月31日までに開業した店舗又は事業所は、開業日を示す書類及び営業形態が示す書類
- (9) 店舗若しくは事業所の写真 ただし、町の観光ガイドブック等に掲載がある場合を除く。
- (10) ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における町税及び町に納めている公共料金納入調査同意書(様式第5号)
- (11) 交付金の振込先の通帳若しくはキャッシュカードの写し
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 ニセコ町商工会の会員は、前項第1号から第9号及び第12号の添付書類を、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書(様式第1号)又はニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書(追加用)(様式第1号の2)の後段のニセコ町商工会長の証明により省略することができる。

(申請の方法)

第7条 申請者は、第5条第2項により町長が定めた提出期間内に、町で用意する申請書の様式を町のホームページ等で、自ら取得しなければならない。ただし、申請者が町のホームページから取得できない場合は、町に対して様式の送付の請求ができる。

2 給付金を申請しようとする事業者は、給付金の申請を郵送により行うことができる。なお、町長へ直接申請書を提出することを妨げるものではないが、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、自ら感染防止措置をとらなければならない。

(周知)

第8条 町長は、給付金の申請に係る周知を町のホームページ、ラジオニセコによる放送、チラシの配布等により行うものとする。

(給付金の交付)

第9条 町長は、第5条から第7条までの規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に給付金を交付することを決定するものとし、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知する。

2 給付金の交付方法は、当該事業者が指定する金融機関の口座へ振込するものとし、現金での給付は行わない。

(給付金支給決定の取消及び返還)

第10条 町長は、前項により給付金を交付した後、申請の偽り、その他不正の手段により申請者が給付金の交付を受けたことが判明した場合は、当該給付金の交付決定を取消し、当該申請者に給付金の返還を求めることができる。第3条の規定に抵触していた場合も、同様とする。

2 前項により給付金の交付を取消したときは、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付決定取消兼返金通知書(様式第7号)により当該申請者へ通知する。

(調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、申請者及び関係機関に対し、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年5月18日から施行する。

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年7月30日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

(特例措置)

2 この規則の施行前にニセコ町商工会員又は令和2年6月1日以降にニセコ町商工会員に加入しようとし、商工会員として加入条件を満たす事業者、かつ、第2条第2項の対象業種のいずれかに該当する事業者は、同条第1項を適用しない。また、第2項の交付要件においても、通年営業要件を適用しない。

3 前項に規定する事業者は、ニセコ町商工会の加入申込書(ニセコ町商工会の受付印を押印したものに限る。)の写しを第6条第1項第12号に定めるその他町長が必要と認める書類として提出しなければならない。

申請日	令和	年	月	日	
ニセコ町長	片	山	健	也	様

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書

○申請者

(フリガナ) 事業所名	事業所(店舗)住所(町内住所)
	〒 - 虻田郡ニセコ町字 日中に連絡可能な電話番号 ()
(フリガナ) 代表者氏名	本社住所(ニセコ町以外の場合に記入)
⑩	〒 - 電話番号 ()

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金の交付を受けるため、下記の事項に該当していないことを確認し、関係書類を添えて申請します。

記

申請額	150,000円
-----	----------

- ① 資本金5,000万円、かつ、従業員数も20人を超えていない小規模事業又は個人事業主である。
- ② 令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がない。
- ③ 関係する許認可官庁に対して適正な届出している、あるいは正当な営業許可等を受けている事業者である。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員と関わりがない。
- ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者及びその者と関わりがない。

○業種※該当する業種に○を記載して下さい。（複数ある場合は、代表する業種に○を記載して下さい。）

チェック欄	業種	特記事項
	宿泊業	ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊事業者、ユースホステル ただし、区分所有型ホテルは除く。
	飲食店	飲食店のうち移動製造販売車は店舗とみなす
	小売業	直売所、直売所内販売ブース出店者、無人販売所、観光協会、農業協同組合及びその関係会社、公共団体は除く
	アウトドア事業者	個人ガイド及びフリーランスのガイドは除く
	食品製造事業者	兼業で行っている食品製造事業者は除く
	運輸業	道路旅客運送業及び道路貨物運送業に限る。
	理・美容業	独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。
	葬儀業	独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。
	調剤薬局	独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。

(裏面)

2 添付書類チェック（提出する書類に☑を入れてください。）

- ① 令和元年分所得税及び確定申告書又は住民税申告書の写し（宿泊のみ）
- ② 法人の場合は法人登記事項証明書の原本
- ③ 事業所の住所を示す書類※1（ただし、法人登記事項証明書で足りる場合は不要）
- ④ 1年以上の通年営業を継続していることがわかるもの※2
- ⑤ 将来に渡って営業を続ける誓約書（ニセコ町様式第3号）
- ⑥ 食品衛生法・民泊登録証などの許認可※3の写し
- ⑦ やむなく休業している場合の理由書（ニセコ町様式第4号）
- ⑧ 令和元年6月2日～令和元年12月31日までに開業した店舗または事業所は、開業日を示す書類及び営業形態が示す書類※4
- ⑨ 店舗若しくは事業所の写真（ニセコ町観光ガイドに記載されている場合は除く）
- ⑩ 町税及び町に収めている公共料金納入調査同意書（ニセコ町様式第5号）
- ⑪ 交付金の振込先の通帳若しくはキャッシュカードの写し
- ⑫ 給付金請求書（ニセコ町様式第2号）
- ⑬ ニセコ町商工会に加入しようとする事業者は、加入申込書の写し（商工会の受付印を押したもの）
- ⑭ その他町長が必要と認める書類※5

- ※ 1 ニセコ町内に事業者として登記されていることを証する書類決算書類等でニセコ町内に事業所があることを証する書類等
- ※ 2 月額の上売額（税抜）が確認できる元帳等の書類又は通年営業を示すパンフレット等
- ※ 3 その他保健所の営業許可、国土交通省北海道運輸局から経営許可の写し等
- ※ 4 ニセコ町税務課で交付する営業証明書、個人事業税の事業開始等の届出の写し等
- ※ 5 業務委託契約等により報酬等を受けニセコ町内で事業活動を行っていることを証する書類、ニセコ町内に住所を有し事業活動を行っていることを示す書類等

※特例① 令和2年(2020年)6月1日現在で商工会会員である者で対象業種に該当する場合、資本金及び従業員数、通年営業要件を適用しない。また、令和2年(2020年)6月1日以降に商工会会員となった者、又はニセコ町商工会員になろうとする者で、商工会員として加入条件を満たす事業者についても同様とする。

特例② ニセコ商工会員は下記のニセコ町商工会長の証明があれば、上記①～⑨及び⑭の添付書類を省くことができます。商工会員であっても、支給要件に該当しない場合は交付できません。

ニセコ町商工会証明欄

次のものは、商工会会員であるとともに、給付要件に該当することを証明します。

事業者名 _____

ニセコ町商工会長 牧野雅之 ㊞

申請日	令和 年 月 日
ニセコ町長	片山 健也 様

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書（追加用）

○申請者

(フリガナ) 事業所名	事業所(店舗)住所(町内住所)
	〒 - 虻田郡ニセコ町字 日中に連絡可能な電話番号 ()
(フリガナ) 代表者氏名	本社住所(ニセコ町以外の場合に記入)
④	〒 - 電話番号 ()

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金の交付を受けるため、下記の事項に該当していないことを確認し、関係書類を添えて申請します。

記

申請額	150,000円
-----	----------

- ① 資本金5,000万円、かつ、従業員数も20人を超えていない小規模事業又は個人事業主である。
- ② 令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がない。
- ③ 関係する許認可官庁に対して適正な届出している、あるいは正当な営業許可等を受けている事業者である。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員と関わりがない。
- ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者及びその者と関わりがない。

○業種※該当する業種に○を記載して下さい。（複数ある場合は、代表する業種に○を記載して下さい。）

チェック欄	業種	特記事項
	整体業	整体院、鍼灸・マッサージ・整骨院・柔道整復に該当する業種とし、施術場所を持たない出張のみの者は除く。
	保険業	独立した店舗を持つ者。ただし、独立を持たない者（自宅を事務所としている者）は除く。
	歯科医院	独立した治療場所を持たない出張医は除く。
	動物病院	独立した治療場所を持たない出張医は除く。
	広告業	独立した店舗又は事務所（自宅は不可）を持たない者は除く。
	エステティック業	独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。

(裏面)

2 添付書類チェック（提出する書類に☑を入れてください。）

- ① 令和元年分所得税及び確定申告書又は住民税申告書の写し（必要な場合）
- ② 法人の場合は法人登記事項証明書の原本
- ③ 事業所の住所を示す書類※1（ただし、法人登記事項証明書で足りる場合は不要）
- ④ 1年以上の通年営業を継続していることがわかるもの※2
- ⑤ 将来に渡って営業を続ける誓約書（ニセコ町様式第3号）
- ⑥ 食品衛生法・民泊登録証などの許認可※3の写し
- ⑦ やむなく休業している場合の理由書（ニセコ町様式第4号）
- ⑧ 令和元年6月2日～令和元年12月31日までに開業した店舗または事業所は、開業日を示す書類及び営業形態が示す書類※4
- ⑨ 店舗若しくは事業所の写真（ニセコ町観光ガイドに記載されている場合は除く）
- ⑩ 町税及び町に納めている公共料金納入調査同意書（ニセコ町様式第5号）
- ⑪ 交付金の振込先の通帳若しくはキャッシュカードの写し
- ⑫ 給付金請求書（ニセコ町様式第2号）
- ⑬ ニセコ町商工会に加入しようとする事業者は、加入申込書の写し（商工会の受付印を押したもの）
- ⑭ その他町長が必要と認める書類※5

- ※ 1 ニセコ町内に事業者として登記されていることを証する書類決算書類等でニセコ町内に事業所があることを証する書類等
- ※ 2 月額の上額（税抜）が確認できる元帳等の書類又は通年営業を示すパンフレット等
- ※ 3 その他保健所の営業許可、国土交通省北海道運輸局から経営許可の写し等
- ※ 4 ニセコ町税務課で交付する営業証明書、個人事業税の事業開始等の届出の写し等
- ※ 5 業務委託契約等により報酬等を受けニセコ町内で事業活動を行っていることを証する書類、ニセコ町内に住所を有し事業活動を行っていることを示す書類等

※特例① 令和2年(2020年)6月1日現在で商工会会員である者で対象業種に該当する場合、資本金及び従業員数、通年営業要件を適用しない。また、令和2年(2020年)6月1日以降に商工会会員となった者、又はニセコ町商工会員になろうとする者で、商工会員として加入条件を満たす事業者についても同様とする。

特例② ニセコ町商工会員は下記のニセコ町商工会長の証明があれば、上記①～⑨及び⑭の添付書類を省くことができます。商工会員であっても、支給要件に該当しない場合は交付できません。

ニセコ町商工会証明欄

次のものは、商工会会員であるとともに、給付要件に該当することを証明します。

事業者名 _____

ニセコ町商工会長 牧野 雅之 ㊞

様式第2号（第5条関係）

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金請求書

年 月 日

ニセコ町長 様

(請求者)

住 所 ニセコ町字

事業所（店）名

代表者氏名

印

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金を請求いたします。

請求金額 150,000 円

給付金振込先

金融機関名・支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	
口座名義人フリカナ	

様式第3号（第6条関係）

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における
将来に渡って営業を続ける誓約書

私申請者は、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金の申請にあたって、今後1年以上事業を継続することを誓約いたします。

年 月 日

ニセコ町長 様

(宣誓者)

住 所 ニセコ町字

事業所（店）名

代表者氏名

印

休業等理由書

事業所（店）名 代表者氏名 印	住 所 ニセコ町字
休業している期間等	
特別な理由	

(審査欄)

- ・ やむを得ないと認められる。
- ・ やむを得ないと認められない。

商工観光課長

㊞

様式第5号（第6条関係）

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における
町税及び町に納めている公共料金納入等調査同意書

私申請者は、ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金の申請にあたって、ニセコ町長が町に納めている町税及び町に納めている公共料金の納入状況、住民基本台帳及び家屋課税台帳の情報を確認することに同意します。

年 月 日

ニセコ町長 様

(請求者)

住 所 ニセコ町字

事業所(店)名

代表者氏名

印

様式第6号（第9条関係）

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付決定通知書

年 月 日

事業者名（代表者） 様

ニセコ町長 片山健也 印

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金を交付することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額 150,000 円

2 交付予定日 年 月 日

3 その他注意事項

次の事項に該当した場合は、給付決定を取消し、当該事業者に給付金の返還を求めるものとします。

- ① 給付金を交付した後、申請の偽り、その他不正の手段により給付金を受けたことが判明とき
- ② 令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納があると判明したとき
- ③ 関係する許認可官庁に対して適正な届出していない、または、正当な営業許可等を受けず、営業を続けていることが判明したとき
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2第号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員若しくは構成員と関わりがあることが判明したとき
- ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者及びその者と関わりがあると判明したとき
- ⑥ その他不正な行為が判明したとき

様式第7号（第10条関係）

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付決定取消兼返金通知書

年 月 日

事業者名（代表者） 様

ニセコ町長 印

年 月 日付で交付決定したニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金について、下記のとおり交付決定を取消し、次のとおり返金するよう通知します。

記

- 1 返還する金額 円
- 2 取消理由
- 3 返還期限日 年 月 日
- 4 その他(返金先口座番号)